

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地	準工業地	工業地	工業地域専用地域	備考
<p>■ 建てられる用途</p> <p>■ 建てられない用途</p> <p>、 、 、 、 は面積・階数・用途等の制限あり</p>														
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)													: 300㎡以下。2階以下。
	建築物に附属する自動車車庫 については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	一団地の敷地内について別に制限あり												: 600㎡以下。1階以下。 : 3,000㎡以下。2階以下。 : 2階以下。
	倉庫業用倉庫													
	畜舎(15㎡を超えるもの)													: 3,000㎡以下。
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 豊屋, 建具屋, 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下のもの													原動機の制限あり。 : 2階以下。
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場													原動機・作業の制限あり。 作業場の床面積 : 50㎡以下。 : 150㎡以下。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場													
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場													
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
	自動車修理工場													作業場の床面積 : 50㎡以下。 : 150㎡以下。 : 300㎡以下、原動機の制限あり。
火薬, 石油類, ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設													: 1,500㎡以下。2階以下。 : 3,000㎡以下
	量が少ない施設													
	量がやや多い施設													
	量が多い施設													
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												
大規模集客施設(1)														地区計画, 特別用途地区等で規制している場合あり。

1 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。